

## 感染症・予防接種レター (第72号)

日本小児保健協会予防接種・感染症委員会では「感染症・予防接種」に関するレターを毎号の小児保健研究に掲載し、わかりやすい情報を会員にお伝えいたしたいと存じます。ご参考になれば幸いです。

日本小児保健協会予防接種・感染症委員会

委員長 多屋 馨子	副委員長 岡田 賢司	乾 幸治	三田村敬子	並木由美江
菅原 美絵	津川 毅	古賀 伸子	三沢あき子	渡邊 久美

# 「医療・福祉・保育・教育に関わる実習学生のための 予防接種の考え方」について

## I. はじめに

小児保健研究第77巻第3号の本レターのテーマであった「医療・福祉・保育・教育に関わる実習学生のための予防接種の考え方」を本委員会でもとめ、先月、日本小児保健協会ホームページで公開した。

将来、医療・福祉・保育・教育の分野に就職を希望する場合、感染症およびその予防に関する知識の習得は極めて重要であり、学生等は在学中に関連機関で実習を受けることが義務づけられている。しかし、実習中に自らがウイルスや細菌等の感染を受けたり、実習中に自らが発症して重症化したり、実習中に自らが発症することで周りの人々に感染を広げてしまう等、受け入れ先の機関にも多大な影響を及ぼすことがある。特に、これらの実習機関には感染症に対するハイリスク者が多く存在していることから、時に生命に関わる事態に陥ることも考えられる。厚生労働省は、「予防接種行政の歴史を十分に踏まえつつ、予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画」(厚生労働省告示第百二十一号、平成二十六年三月二十八日)を告示し、わが国の予防接種施策の基本的な理念は「予防接種・ワクチンで防げる疾病は予防すること」としている。そこで、これらの実習に関わる会員が多く在籍している日本小児保健協会予防接種・感染症委員会で、実習前の予防接種についての考え方をまとめた。なお、考え方については、日本環境感染学会の「医療関係者のためのワクチンガイドライン第2版」、厚生労働省雇用均等・児童家庭局(現子ども家庭局)の課長通知、国立感染症研究所のホームページを参照した。

## II. 実習生の予防接種歴・罹患歴の提出

日本小児保健協会ホームページで、「実習生の予防接種歴・罹患歴調査票」、「受入機関での実習生予防接種歴リスト」のエクセルファイルをダウンロードできる。

### 【注意点】

- ・予防接種の記録がない場合は受けていないと考える。
- ・麻疹、風疹、水痘、おたふくかぜに関しては、1歳以上で2回の予防接種歴が記録で確認できる場合は、抗体検査は不要。
- ・予防接種の記録が確認できない場合、罹患歴ありとなっても、抗体検査を受けて、抗体価を記載する。

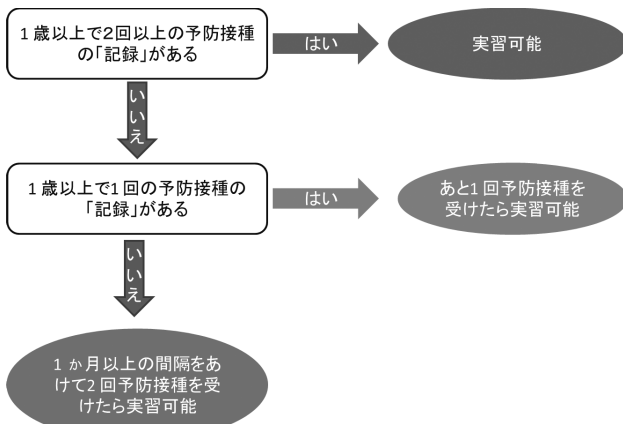
## III. 実習前に接種が推奨されるワクチン

### 1. 麻疹・風疹・水痘・おたふくかぜワクチン

感染力が強く、ひとたび発症すると重症化したり、後遺症を残したり、時に生命に関わる可能性があるウイルス感染症である。また、自分自身が発症すると、周りにいる免疫を持たない人、ワクチンを受けたくても受けられない人に感染を拡げてしまうことになり注意が必要である。実習前に、予防接種の記録を確認する。予防接種の「記録」とは、母子健康手帳の予防接種の記録欄、予防接種済み証、カルテの写し、居住地のある市区町村が保管している予防接種記録などがある。記憶はあてにならないので、記録が残っていない場合は受けていないと考える。

医療・福祉・保育・教育実習を行うすべての学生と指導教官が対象である。

1) これまでに、これらの感染症に罹ったことがない学生等 (図)



※予防接種を受ける前に抗体検査をうける場合は、日本環境感染学会の医療関係者のためのワクチンガイドライン第2版の抗体価の考え方を参照のこと

図 これまでに、これらの感染症に罹ったことがない学生等のフロー

2) これまでに、これらの感染症に罹ったことがある学生、予防接種の記録が確認できない学生等

別の病気に罹ったのを勘違いしていたり、別の病気と間違われていたりする可能性もあるため、抗体検査で確認する。表の「今はワクチン接種の必要はない」に該当したら実習可能である。確認できなかった場合は、別の病気であった可能性が高いので、下記の表に基づき、合計2回となるようにワクチンを受けてから実習を開始する。接種後の抗体検査は不要である。

2. B型肝炎ワクチン

学生が病院などで臨地実習を行う際に、受け入れ側

の医療機関などからワクチン接種の記録や免疫の有無などを求められることが多くある。ただ、受け入れ側の基準が統一されていないため、さまざまな要件が学生を送り出す大学、専修学校、高等学校など養成施設側に求められ混乱が生じている。B型肝炎ワクチンも、医療機関などでの臨地実習に際して求められることが多いワクチンである。

日本環境感染学会の「医療関係者のためのワクチンガイドライン第2版」では、B型肝炎ワクチンの対象とすべき職種には、直接患者の医療・ケアに携わる職種が挙げられている。その中に「教育トレーニングを受ける者」との記載がある。このため、この予防接種の考え方では看護など医療系学生だけでなく、福祉・保育・教育系の学生の実習に際しても求められる可能性があるため、実習を行うすべての学生と指導教官を対象とした。なお、①B型肝炎ワクチンを3回以上接種し、EIA法、CLIA法、RIA法、CLEIA法等でHBs抗体価が10mIU/mL以上であることが確認されている場合、②B型肝炎ウイルスに既感染で、EIA法、CLIA法、RIA法、CLEIA法等でHBs抗体価が10mIU/mL以上であることが確認されている場合、③HBs抗原陽性が確認されている場合については、B型肝炎ワクチンの接種は不要である。日本環境感染学会の「医療関係者のためのワクチンガイドライン第2版」では、上記①、②、③に該当する者に接種をしても、特別な悪影響はなく、一般の被接種者と同様であることから、HBs抗原・抗体検査を行って①、②、③に該当する者を除外してからB型肝炎ワクチンを

表 抗体検査結果での実習に向けての方向性

	あと2回ワクチンを受けたら実習可能	あと1回ワクチンを受けたら実習可能	今はワクチン接種の必要はない(必要ならば4~5年後に再検査)
麻疹	EIA法 (IgG): 20未満	EIA法 (IgG): 20以上160未満	EIA法 (IgG): 160以上
	あるいはPA法: 1:16未満	あるいはPA法: 1:16, 32, 64, 128	あるいはPA法: 1:256以上
	あるいは中和法: 1:4未満	あるいは中和法: 1:4	あるいは中和法: 1:8以上
風疹	EIA法 (IgG): 20未満	EIA法 (IgG): 20以上80未満	EIA法 (IgG): 80以上
	あるいはHI法: 1:8未満	あるいはHI法: 1:8, 16	あるいはHI法: 1:32以上
水痘	EIA法 (IgG): 20未満	EIA法 (IgG): 20以上40未満	EIA法 (IgG): 40以上
	あるいはIAHA法: 1:2未満	あるいはIAHA法: 1:2	あるいはIAHA法: 1:4以上
	あるいは中和法: 1:2未満	あるいは中和法: 1:2	あるいは中和法: 1:4以上
			あるいは水痘抗原皮内テストで陽性(5mm以上)
おたふくかぜ	EIA法 (IgG): 20未満	EIA法 (IgG): 20以上40未満	EIA法 (IgG): 40以上

※日本環境感染学会「医療関係者のためのワクチンガイドライン第2版」より引用 (一部改変)

※EIA法についてはデンカ生研社製のキットを使用した場合のEIA値のため、他のキットを使用した場合は、それぞれのキット製造メーカーに確認のこと。

接種するか、検査を行わずに一律に接種するかは、各医療機関の判断に任せられると記載されている。以上のことから、実習学生についても、同様の考え方とする。

### 3. 季節性インフルエンザワクチン

インフルエンザ患者の大部分は1週間前後の経過で自然治癒するが、肺炎や脳症などの合併症を併発して重症化することもある。時には生命に関わる場合もあり、冬季の超過死亡の原因と考えられている。インフルエンザの診療は、わが国では治療に抗インフルエンザ薬が広く使用されているが、インフルエンザを予防するためにはインフルエンザワクチン接種が重要である。米国疾病管理センター(CDC)は、医療的に禁忌に該当しない月齢6か月以上のすべての人がインフルエンザワクチンを毎年接種することを勧告しており、特に重篤なインフルエンザ関連合併症のハイリスク者(高齢者・基礎疾患を有する患者、乳幼児、妊婦等)、およびその同居家族または保健医療従事者への接種を重視すべきであるとしている。米国予防接種諮問委員会(ACIP)の保健医療従事者に対する予防接種の指針において、インフルエンザワクチンは、直接患者のケアに当たる者に限らずすべての従事者が年1回接種すべきであり、ワクチン接種率を高めるための包括的なプログラムが必要であるとしている。米国予防接種実施連合(Immunization Action Coalition: IAC)のサイトには、Influenza Vaccination Honor Rollとして、学会等の各種保健医療関連機関におけるインフルエンザ予防接種の方針が列記されており、学生・ボランティア・委託業者等の広い範囲の保健医療従事者へのワクチン接種が勧告されている。

日本環境感染学会がまとめた「医療関係者のためのワクチンガイドライン第2版」では、インフルエンザワクチンの項で、予防接種実施規則6条による接種不適合者に該当しない全医療関係者を対象として、インフルエンザHAワクチン0.5mLを、毎年1回接種することを勧めている。この場合、妊娠または妊娠している可能性のある女性、65歳以上の高齢者を含む、とされている。医療従事者のインフルエンザワクチン接種

の意義は、自身への職業感染防止、患者や他の職員への施設内感染防止、および、インフルエンザ罹患による欠勤防止が期待され、積極的にワクチン接種を受けることが勧められている。インフルエンザHAワクチンの個人防衛的な効果は限界があり、施設内の集団としての防御率を高めるためになるべく高い接種率となることが望まれる。「医療関係者のためのワクチンガイドライン第2版」の「改訂にあたって」の項では、上記ガイドライン全体の考えとして、対象となる「医療従事者」とは、事務職・医療職・学生・ボランティア・委託業者を含めて、受診患者と接触する可能性のある常勤・非常勤・アルバイト・実習生・指導教官等のすべてを含む、としている。これに従って、この「医療・福祉・保育・教育に関わる実習学生のための予防接種の考え方」では、医療実習のみならず、福祉・保育・教育実習を行うすべての学生と指導教官を対象とした。

## IV. 結 語

実習に際しては、実習学生の所属機関と実習受入機関が連携し、実習学生の所属機関が実習学生を指導・支援することが望まれる。また、接種前の体調や、基礎疾患あるいは妊娠等の理由により、接種を受けられないワクチンがあることについては十分な注意が必要となる。個人情報保護について適切な配慮をしたうえで、当該ワクチンの接種不適合者あるいは接種要注意者に該当する実習学生が不利にならないように、実習学生の所属機関と実習受入機関が連携して取り組む必要がある。実習学生一人ひとりが充実した実習生活を過ごせるように、実習学生等および実習受入機関等にとって、本考え方が実習前の予防接種の考え方を整理し、早期の取り組みに役立つことを願う。

詳細は、日本小児保健協会ホームページの「医療・福祉・保育・教育に関わる実習学生のための予防接種の考え方」をご参照いただき、実際の学生実習の準備に計画的にご活用いただければ幸いです(<http://www.jschild.or.jp/com/20180926.html>)。

(三沢あき子)